

新たに防災行政無線を設置しました

防災行政無線を新たに市内7か所に設置し、4月1日から運用を開始しました。市内の防災行政無線は全部で73局となりました。引き続き、防災行政無線の整備を進めていきます。

■新たに設置した場所

- 中沢第7分団機庫跡（中沢1354-2）
- 旧平集会所南（御料1140-7）
- 富里中央公園（七栄652-12）
- 三区軽便鉄道跡（十倉586）
- J A富里西部出荷場（中沢1596-12）
- 三区山室入調整水槽（十倉686-123）
- 御料動物愛護センター西（御料733）

防災行政無線は、自然災害や危機事象が発生したときに、市民に必要な情報の伝達を迅速かつ的確に行い、地域住民の生命と財産の保全を図ることを目的とする防災施設です。

市民活動推進課市民安全班 ☎ (93) 1114



市では富里市商工会と連携し、これから創業を目指す人や創業後間もない人を支援するため、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」を策定し、相談窓口の設置や今後創業セミナーなどを実施していきます。

創業を考えている人や創業後間もない人で困りの場合は、無料で相談ができます。商工会または市の相談窓口へ相談してください。

●創業ワンストップ相談窓口
市商工会
☎ (93) 0136

●市相談窓口
商工観光課商工振興班
☎ (93) 4942

創業支援事業を開始します

消費生活センターの相談時間を拡大

4月1日から住民サービス向上を図るため、消費生活センターの相談時間を30分拡大します。

衣・食・住にかかわる商品やサービスの提供、契約に関するトラブル、借金問題などについて、問題解決のための助言やあつせんなどを行っています。気軽に消費生活センターに相談してください。

■相談日時

月・金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時を除く)
※土・日曜日、祝日や急ぎのときは、全国共通の相談窓口消費者ホットライン(☎188(いやや))に相談してください。

■消費生活センター

消費生活センター
☎ (93) 5348

すいかの里 生産支援事業



市の特産品で大切な地域資源である「すいか」栽培の促進と、生産者の減少の抑制を図り、富里すいかの産地維持を目的に、次の対象者へ奨励金を交付します。

■対象

すいか栽培をしていて、次の要件を全て満たす生産者または生産者の委任を受けた出荷組合

○市内在住で市内の畑で栽培している

○販売・出荷を目的に栽培している

○生産履歴の記載を実施している

○栽培面積を維持する意欲がある

■対象作型

半促成栽培または普通栽培で、おおむね5～8月に出荷されるもの

■助成額

1アール当たり1,000円(10アールを超えた部分から適用)

■交付時期

対象作型の出荷・販売終了後

4月22日(金)までに、農政課で配布している申請書と提出書類(※)を窓口

に提出

※提出書類は、申請書配布時に説明します。

農政課農政畜産班
☎ (93) 4943

キャロットカフェ 認知症になっても安心して暮らそう会

キャロットクラブでは、地域の皆さんの絆を大切に、安心して住み続けられるまちを創るため、気軽に過ごせる交流の場として「キャロットカフェ」を開催しています。

■日時

毎月第3日曜日
午前10時30分～正午
(6月、11月を除く)

成田富里徳洲会病院多目的室
△日吉台1丁目V

■対象

認知症と診断された人、その家族など

☎ キャロットクラブ 平川
☎ 080(5456)2796
(午後7時以降)

協働のまちづくり推進計画 後期実行計画が策定されました

市では、協働のまちづくり推進計画検討委員会を設置し、後期実行計画の策定にあたり、前期実行計画の内容の見直しや今後重要な事業などについて検討を重ねてきました。2月5日～3月4日までのパブリックコメントの結果、意見・提案はありませんでした。この計画の全文は、市ホームページで公開しています。

市民活動推進課

市民活動推進班
☎ (93) 1117

市民活動の資金づくりに困っていませんか

第1回お金に関するセミナー
公益的な活動をしている皆さんが、目カラウロコが落ちるようなセミナーを企画・実施します。今回のセミナーは、市民活動を支援する補助金の制度や種類、申請書の書き方などについて学ぶものです。

各種助成金・補助金のことを知りたい団体や関心のある人などの参加をお待ちしています。

■日時 4月25日(月)
午前10時～正午

■場所 市民活動サポートセンター
市民活動ブース

■講師 牧野昌子さん
(市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事)

■費用 無料

■定員 先着30人

■申込み 4月18日(月)までに電話、FAX、電子メールにて申込み

※FAX・電子メールは次の項目を明記して送信し、送信した旨を電話で連絡してください。

○氏名 ○住所 ○電話番号 ○団体名(所属先がある場合のみ)

市民活動サポートセンター
☎/FAX (93) 4123
☎ tomisapoo@b204.plata.or.jp

安心して市民活動を行うための制度です 市民活動総合補償制度

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、「市民活動総合補償制度」により、市が保険料を負担し、活動中のけがや損害賠償を補償します。

市民活動推進課市民活動推進班
☎ (93) 1117

■補償内容

傷害補償 損害賠償補償

■補償対象者

○市民活動に直接参加する人

など、主体的な立場で活動を行った人

■補償対象になる市民活動
次の項目に全て該当し、無報酬(実費弁償程度の場合を含む)で行う、団体または個人の市民活動が対象になります。詳しくは問い合わせください。

○市内で市民活動を行うことを目的としている

○市内に活動の拠点がある

市職員

■費用 無料

■申込み 4月18日(月)までに電話、FAX、電子メールにて申込み

※FAX・電子メールは次の項目を明記して送信し、送信した旨を電話で連絡してください。

○氏名 ○住所 ○電話番号 ○団体名(所属先がある場合のみ)

市民活動サポートセンター
☎/FAX (93) 4123
☎ tomisapoo@b204.plata.or.jp

補償対象になる市民活動例

① 地域福祉活動

- 区・自治会の公益活動
- 交通安全活動
- 防犯活動
- 防火・防災活動
- 資源回収・リサイクル活動
- 清掃活動
- 森林・里山のボランティア活動 など

② 社会奉仕・社会福祉活動

- 社会福祉施設などへの援護活動(建物の修理、植樹などの手入れ、習い事指導、慰問、傾聴、手話など)
- 在宅老人・障がい者(児)への援護活動 など

③ 青少年健全育成活動

- 子ども会の公益活動
- 非行防止パトロール など

④ 市主催・共催事業

- 市が主催または共催する事業の実施・運営に携わるボランティアや参加活動
- 市が委嘱または市の制度に登録したボランティア活動、市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録したボランティア活動

■費用 市が全額を負担するため、保険料の支払いは必要ありません。

■申込み 申し込みや登録など、事前の手続きは不要です。

【注意ください】 この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。また、不特定多数の人が参加するイベントなどの実施には、民間の行事保険(レクリエーション保険)への加入をお勧めします。